平成２７年（フ）第１２０号
大阪府枚方市長尾元町１丁目21番２―13号
破産者　千葉　　潤
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１５２号
兵庫県西脇市小坂町392番地の１
破産者　大嶋　俊英
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第１８８号
大阪市城東区今福東２丁目12番15―701号
破産者　内方　孝至
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２４３号
大阪市浪速区日本橋３丁目４番９―303号
破産者　堀江　雅浩
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２５７号
大阪府守口市東郷通３丁目11番25―920号
破産者　三宅由紀夫
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第２７４号
大阪府吹田市豊津町２―９　ハビテ江坂1314、住民票上の住所東京都葛飾区東新小岩６丁目21番１―314号　トミンハイム東新小岩６丁目
破産者　松本　昭夫
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第６２３号
大阪市生野区桃谷４丁目10番11号　リアル桃谷203号、前住所堺市堺区大仙中町13番34号
破産者　平良　　孝
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第７６６号
堺市南区原山台５丁５番３―305号
破産者　森本　　純
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９２４号
大阪府柏原市大字峠834番地の５
破産者　谷山　寛人
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第９３８号
神戸市東灘区森北町７丁目25番７号、従前の住所兵庫県西宮市甲陽園目神山町16番10号
破産者　茂藤　英昭
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第５９号
神戸市長田区腕塚町８丁目３番８号
破産者　湊川　文子
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２１８号
兵庫県宝塚市安倉中４丁目３番15号、前住所兵庫県西宮市山口町下山口１丁目10番17―301号
破産者　髙木　直次
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２４年（フ）第２１９号
兵庫県宝塚市安倉中４丁目３番15号、前住所兵庫県西宮市山口町下山口１丁目10番17―301号
破産者　髙木　範子
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２６年（フ）第２２１号
兵庫県宝塚市伊子志４丁目５番５号
破産者　林　　定秀
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第６号
兵庫県伊丹市森本２丁目33番地
破産者　松本正道こと　金　　正道
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２７年（フ）第２０号
大阪市淀川区十三本町２―８―21　十三エステートハイツ313、開始決定時の住所兵庫県姫路市書写1199番地３
破産者　上山　晶子（旧姓近都）
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所姫路支部

平成２６年（フ）第３０１号
奈良県生駒市鹿ノ台西１丁目14番地14
破産者　立石　和恵
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　届出破産債権者は皆無となった。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第１５号
奈良県五條市釜窪町906番地の20
破産者　山下　文男
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所五條支部

平成２６年（フ）第１８７号
福岡県久留米市津福本町364番地５　コーポエンゼル202号
破産者　江渕　武弘
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２６年（フ）第５１号
福岡県大牟田市大字白川12番地15
破産者　山下　義史
1　決定年月日　平成27年４月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所大牟田支部